

税制優遇措置概要

一般製造業

機械および設備 (M&E) の販売、利用に伴う税金免除

対象:

製造業および研究開発 (R&D) を営む製造業者および委託加工業者。製造業務および委託加工業務における試験作業。

活動要件:

製造、研究開発、試験において直接用いられる適格な基準に該当する機械や設備の購入。

報告／文書作成:

- 購入者の小売売上税免税認定書または製造者のベンダー向け販売および使用に関する免税措置認定書に必要事項をすべて記入のこと
- 申請書は不要
- 年次調査書/報告書は不要
- 電子ファイリングは不要

地方郡部/地域活性化区域(CEZ)

地方郡部/CEZ 事業および職業 (B&O) における、新規雇用に伴う優遇措置

対象:

農村部地方郡部、地域活性化区域 (CEZ) に位置する製造業者、R&D施設、商業用試験施設。

活動要件:

新規雇用の創出／州内における15%の雇用増加。

控除金額:

- 年間給与／福利厚生が\$40,000以下のポジション1件あたり\$2,000の控除
- 年間給与／福利厚生が\$40,000以上のポジション1件あたり\$4,000の控除

報告／文書作成:

- 地方における新規雇用に伴う事業優遇措置の適用は、ポジションの条件が最初に満たされてから90日以内に申請する必要があります
- 優遇措置適用年における4四半期（暦年）終了日の翌月の最終日までに年次調査書／報告書の提出が必要となります
- 電子ファイリングは不要

データセンターにおけるサーバー機器およびパワー インフラストラクチャの購入 - 販売／使用に伴う税金免除

対象:

群部の少なくとも合計100,000平方フィートの面積の適格なデータセンターの所有者と適格なデータセンターのテナント。データセンターには以下の期間内に発行されたデータセンターを建設、改築または拡張できる建築許可があること

- 2010年4月1日 2011年6月30日
- 2012年4月1日 2015年6月30日

活動要件:

以下における免税措置:

- サーバー機器の購入およびデータサーバーへのインストールに伴う人件費。
- パワー インフラストラクチャの購入、およびそれらの構築、インストール、修理、改修または改善に伴う人件費およびサービス費用。

報告／文書作成:

- サーバー機器またはパワー インフラストラクチャの購入に先立ち、データセンターにおける消費税免除申請を行う必要があります
- 条件を満たしたビジネスに対し、担当部門より消費税免除の承認が発行されます
- 翌年の4月30日までに年次報告書の提出が要求されます

お問合せ情報

名前および電話番号は次のウェブサイトに記載されています:

dor.wa.gov より Tax incentive programs (税制優遇措置プログラム) をご覧ください。

また通常の営業時間内で、
1-800-647-7706 への電話によるお問い合わせも受け付けております。

(航空宇宙産業もご覧ください)

失業率の高い地方の製造業施設における免税／課税猶予**対象:**

指定の地方郡または地域活性化地区（CEZ）における、製造業者、野菜種子の加工業者、製造業の研究開発および商業試験。指定の地方郡とは、雇用保障局のデータによる3年平均に基づいた州の失業率と比較して20%以上も失業率が高い地域を指します。

活動要件:

新規およびビジネスの拡張による建設および設備の購入。

報告／文書要件:

- 建築許可の発行または機械設備の所有に先立ち、高失業率地域における課税猶予申請または高失業率地域における課税猶予申請（賃貸人用）を提出する必要があります
- 当該事業の完了後8年間は、投資プロジェクトの敷地で正規の事業を営む必要があります
- 8年間に於いて毎年4月30日までに電子年次調査を提出する必要があります
- 当該事業の完了後、電子送信が必要となります

R&D 費用におけるハイテクノロジー事業税免除**対象:**

以下の分野において研究開発 (R&D) を行うビジネス:

- 高度コンピューティング
- 高度マテリアル
- バイオテクノロジー
- 電子装置テクノロジー
- 環境テクノロジー

活動要件:

研究開発における指定の支出。

報告／文書作成:

- 申請書は不要
- 4月30日までに年次調査書を提出
- 電子送信が必要となります

バイオテクノロジーおよび医療機器の製造における免税および課税猶予**対象:**

バイオテクノロジーおよび医療機器分野の製造業者。

活動要件:

新規およびビジネスの拡張による建設および設備の購入。

報告／文書作成:

- 建設許可が発行される前に、バイオテクノロジーおよび医療機器の製造における免税および課税猶予申請書を提出し、承認を得る必要があります
- 当該事業の完了後、当サイトにおいて条件を満たした事業を8年間継続する必要があります
- 8年間に於いて毎年4月30日までに年次調査を提出する必要があります
- 電子送信が必要となります

ハイテクノロジーにおける免税／課税猶予**対象:**

以下の分野において研究開発 (R&D) およびパイロット製造を行うビジネス:

- 高度コンピューティング
- 高度マテリアル
- バイオテクノロジー
- 電子装置テクノロジー
- 環境テクノロジー

活動要件:

新規およびビジネスの拡張による建設および設備の購入。

報告／文書作成:

- ハイテクノロジーにおける免税／課税猶予申請は、建設許可が発行される前に提出する必要があります
- 敷地で条件を満たした事業を8年間継続する必要があります
- 当該事業の完了後8年間は、毎年4月30日までに年次調査書を提出する必要があります
- 電子送信が必要となります

果物および野菜の生産加工業者、乳製品およびシーフードの製造業者における事業税免除措置

対象:

果物および野菜の生産加工業者、乳製品およびシーフードの製造業者。

活動要件:

果物または野菜製品の缶詰製造、保存、冷凍、加工、乾燥、または顧客により州外に輸送されるこれら製品の卸売り。乳製品またはシーフード製品の製造、またはバイヤーにより州外に輸送されるこれら製品の卸売り。

報告／文書作成:

- 申請書は不要
- 4月30日までに年次調査書を提出
- 電子送信が必要となります

倉庫、配送センター、穀物倉庫、低温ストレージにおける州税の送金

対象:

倉庫、穀物倉庫、低温倉庫を所有または運営する卸売業者またはサードパーティの倉庫業者、および配送センターを所有または運営する小売業者。

活動要件:

- 200,000平方フィートの倉庫、配送センター、または100万ブッシェルの容量を持つ穀物倉庫の建設時

控除金額:

条件を満たした建設および部材の保管／取扱い設備における税金のうち、全てまたは一部の州税分の払い戻し（州税分 6.5%）

報告／文書作成:

- 四半期毎に担当部署まで送金申請書を提出する必要があります
- 年次調査書/報告書は不要
- 電子ファイリングは不要



事業税率の軽減

対象:

民間航空機または民間航空機その部品の製造業者および加工業者、民間航空機の製品開発を行うが製造は行わない企業、小売業に携わる認定FARリペアステーション、航空宇宙産業ツールの製造業者。

活動要件:

製造業者および委託加工業者: 民間航空機またはその部品、民間航空機製造またはその部品製造用のツールの生産および販売。

FARリペアステーション: 認定FARパート145リペアステーションによる小売販売。

航空宇宙産業非製造業者: 外部向けの航空宇宙製品開発。

報告／文書作成:

- 申請書は不要
- 4月30日までに年次報告書を提出
- 電子送信が必要となります

製造前開発経費における事業免税措置

対象:

民間航空機または民間航空機その部品の製造業者および加工業者、民間航空機の製品開発を行うが製造は行わない企業、小売業に携わる認定FARリペアステーション、航空宇宙産業ツールの製造業者。

活動要件:

航空宇宙産業製品の製造前開発経費。

控除金額:

一定条件の経費 × 1.5%。

報告／文書作成:

- 申請書は不要
- 航空宇宙産業における製造前経費免除申請は、所定の期限内に提出する必要があります
- 4月30日までに年次報告書を提出
- 電子送信が必要となります

航空宇宙産業の製造業者のコンピュータハードウェア/ソフトウェア/周辺機器の購入における課税免除

対象:

民間航空機または民間航空機その部品の製造業者および加工業者、民間航空機の製品開発を行うが製造は行わない企業、小売業に携わる認定FARリペアステーション、航空宇宙産業ツールの製造業者。

活動要件:

コンピュータハードウェア、ソフトウェア、周辺機器の購入。当該設備のインストールに伴う人件費およびサービス経費。

報告／文書作成:

- 購入者によるベンダー用免税申請の作成
- 申請書は不要
- 年次調査書/報告書は不要
- 電子送信が必要となります

固定資産／賃貸（リースホールド）における事業免税措置

対象:

民間航空機または民間航空機その部品の製造業者および加工業者、民間航空機の製品開発を行うが製造は行わない企業、小売業に携わる認定FARリペアステーション、航空宇宙産業ツールの製造業者。

活動要件:

製造業者: 新規のビル、土地、ビルの改築に伴う価値の増加、民間航空機またはその部品の製造における機械設備（M&E）の免税措置の対象となる機器類、民間航空機またはその部品の製造において使用されるツールの製造による固定資産／賃貸に関連する課税。

認定FARパート145

リペアステーションおよび航空宇宙産業の非

製造業者: 新規のビル、土地、ビルの改築に伴う価値の増加に伴う固定資産／賃貸に関連する課税、航空宇宙製品開発または航空宇宙関連サービスにおいて利用されるコンピュータ機器および周辺機器の支払い。

報告／文書作成:

- 申請書は不要
- 4月30日までに年次報告書を提出
- 電子送信が必要となります



木材バイオ燃料生産に対する事業税率の軽減

対象:
木材バイオ燃料生産者。

活動要件:
木材バイオ燃料生産。

報告／文書作成:

- 申請書は不要
- 年次調査書/報告書は不要
- 電子ファイリングは不要

バイオディーゼル／アルコール燃料等の生産者に対する固定資産／リース免税

対象:
アルコール燃料、バイオディーゼル燃料、バイオディーゼル原料または木材バイオマス燃料の生産者。

活動要件

アルコール燃料、バイオディーゼル燃料、バイオディーゼル原料または木材バイオマス燃料の生産。

報告／文書作成:

- 11月1日までに各郡の担当局まで免除申請を提出する必要があります
- 年次調査書/報告書は不要
- 電子ファイリングは不要

バイオ燃料の販売および流通の所得における事業税控除

対象:
バイオディーゼル燃料およびE85動力燃料の販売および流通。

活動要件:

事業税の算出においては、以下の品目の売上または流通に伴う所得を控除することができます:

- バイオディーゼル燃料または
- E85 動力燃料

報告／文書作成:

- 申請書は不要
- 年次調査書/報告書は不要
- 電子ファイリングは不要

バイオ燃料の販売に伴う機械設備、配送車両、施設の建設における免税措置

対象:
バイオディーゼル燃料およびE85動力燃料の販売業者。

活動要件:

バイオディーゼル ブレンドまたはE85動力燃料の販売に絡む、機械設備またはインストール、修理、清掃、配備、施設の改善を含む建設サービスの購入。

75%以上の配送燃料がバイオディーゼル ブレンドまたはE85動力燃料である場合、燃料配送車両の購入またはインストール、修理、清掃、改修または部品の修理・交換などによる車両のメンテナンス。

報告／文書作成:

- 購入者より免税措置認定書をベンダーに提供する必要があります
- 申請書は不要
- 年次調査書/報告書は不要
- 電子ファイリングは不要



太陽エネルギーシステムおよびその部品の製造業者 - 事業減税対象:

製造業者、製品を卸売りで販売する製造業者、太陽エネルギーシステムおよび太陽光電池モジュールまたはスターリングコンバーターを使用する太陽エネルギーシステムの指定コンポーネントを賃借している処理業者。

活動要件:

0.275%の事業減税

報告／文書作成:

- 申請書は不要
- 4月30日までに年次報告書を提出
- 電子送信が必要となります

代替可能エネルギーによる発電のための機械設備 - 免税措置

対象:

燃料電池、太陽、風力、バイオマスエネルギー、潮力および波力エネルギー、地熱資源、嫌気性消化、廃棄または埋立地のガスのエネルギー変換技術による発電活動。

活動要件:

- 2009年7月1日-2013年6月30日まで、太陽エネルギーを利用して10キロワット以下の発電を行う施設における機械設備の購入およびインストールの費用が免税対象となります
- 少なくとも1キロワットを発電可能な再生可能エネルギー源および10キロワット以上を発電可能な太陽エネルギーシステムのすべてに対しては、以下の免税措置が適用されます:
 - 2009年7月1日-2011年6月30日までは100%が控除分となります

- 2011年7月1日-2013年6月30日までは、支払い税額の75%が歳入局からの払い戻しとなります。購入者は販売者に税額を支払い、その後担当部門より払い戻しの申請を行ってください

報告／文書作成:

- 購入者によるベンダー用免税申請の作成
- 年次調査書/報告書は不要
- 電子ファイリングは不要

太陽光、メタン、風力を使用したエネルギー生産 - 再生可能エネルギーシステムコストリカバリープログラム

対象:

電光およびパワー ビジネスまたはガス ディストリビューション サービス、コミュニティソーラー プロジェクトに関連しない個人や事業、地方政府。

活動要件:

コミュニティソーラー プロジェクトを除き、嫌気性消化装置、風力発電機、太陽エネルギー システムにより自身の施設で行う発電作業、さらに生産キロワット (kWh) に基づいて支払いを受ける電光および電力会社。

報告／文書作成:

- 対象者は電光および電力会社に連絡し、プログラムへの参加の有無を確認してください。電光および電力会社の参加は必須ではありません
- 代替エネルギーのコストリカバリー認定書または参加者によるコミュニティソーラー プロジェクト代替エネルギー コストリカバリー認定書を作成する必要があります
- 代替エネルギー システム コストリカバリー年間インセンティブ申請、または8月1日までに電光および電力ビジネスへの参加者によりコミュニティソーラー プロジェクト代替エネルギー システム コストリカバリー年間インセンティブ申請を完了する必要があります
- 年次調査書/報告書は不要
- 電子ファイリングは不要
- 2020年6月30日以降は、生産kWhに基づくインセンティブの支払いは行われません

廃材燃料および森林からのバイオマス - 事業税優遇および免税措置

対象:

- 事業クレジットは森林からのバイオマスの生産に適用されます。
- 廃材燃料の購入における免税。「廃材燃料」は、木くずおよび森林のバイオマスを含む木材の破片と定義されます。薪や木材ペレットは含まれません。

活動要件:

- 電力、蒸気、熱、バイオ燃料の生産用に販売、転売、利用される、森林からのバイオマスの生産者を対象とした事業優遇措置。2015年6月30日終了
- 電力、蒸気、熱、バイオ燃料の生産用の廃材燃料購入における免税。2013年6月30日終了。

控除金額:

事業優遇措置は森林からのバイオマスのトン数に基づいて算出されます:

- 2010年7月1日から2013年6月30日までの生産:
 - トン数あたり\$3
- 2013年7月1日から2015年6月30日までの生産:
 - トン数あたり \$5

報告／文書作成:

- 売上税免除措置を受けるには、廃材燃料購入者による買主による買主の小売税免税証明書を売主に提出する必要があります。
- 申請書は不要
- 年次調査書/報告書は不要
- 電子ファイリングは不要

他のインセンティブ

木材の採取および生産における事業減税

対象:

- 木材の採取者および委託採取者
- 木材の生産者および委託加工者
- 切り出された木材の売主

活動要件:

- 木材の採取または委託採取
- 生産または委託加工:
 - 木材による木材製品または木製製品の加工、または木材製品による木材製品または木製製品の加工
- 卸売業:
 - 販売者による木材採取
 - 販売者による、木材または木材製品より生産された木材製品
 - 販売者による、木材または木材製品より生産された木製製品
 - 切り出された木材の販売（購入者は30ヶ月以内に採取地より木材を採取する必要があります）

報告／文書作成:

- 申請書は不要
- 4月30日までに年次調査書を提出
- 電子送信が必要となります

メインストリート優遇税制－事業税／公共料金優遇税制

対象:

所定の出資を行うビジネス。

活動要件:

以下に対する出資:

- 所定の再活性プログラム
- メインストリート トラスト ファン ド

控除金額:

出資額の50－75%。

報告／文書作成:

- 出資に先立ち電子ファイルの申請が必要となります
- 年次調査書/報告書は不要
- 電子送信が必要となります

通勤削減プログラム－事業税／公共料金優遇税制

対象:

事業主および施設マネージャー。

活動要件:

自身および他の従業員に対し通勤削減インセンティブを提供する事業主および施設マネージャー。

控除金額:

自身および他の従業員に対して支払われる金額の50%。従業員1人あたり最大\$60。

報告／文書作成:

- 通勤削減優遇措置の年度申請は、対象年度の翌年1月1日-1月31日までにを行う必要があります
- 年次調査書/報告書は不要
- 電子ファイリングは不要

ワシントン雇用トレーニング カスタマイズ プログラム－事業優遇措置

対象:

ワシントンにおける全ての雇用主。

活動要件:

個別の従業員トレーニングを可能にする雇用トレーニング カスタマイズ プログラムにより、雇用トレーニング ファイナンス アカウントへの支払い。

控除金額:

トレーニング コストの50%。

報告／文書作成:

- 州のコミュニティ委員会およびトレーニングを実施する専門組織への申請
- クレジットの申請時に雇用トレーニング ワークシートを提出します
- 4月30日までに年次調査書を提出
- 電子送信が必要となります

インターナショナル サービス－新規雇用における事業優遇税制

対象:

所定の地域におけるコンピュータ、データ処理、情報技術、法務、会計、税務、エンジニアリング、建築、ビジネス コンサルティング、ビジネス マネージメント、広報および広告、調査、地質コンサルティング、不動産鑑定、財務サービスなどのインターナショナル サービスの提供者。

活動要件:

地域活性化地区（CEZ）またはインターナショナル サービス区域におけるインターナショナル サービスでの正社員のポジション。インターナショナル サービスは米国外に居住する人物に提供される、または主に米国外において利用される必要があります。

控除金額:

条件を満たしたポジションあたり\$3,000。ポジションを継続した場合、最大で5年間優遇措置を受けることができます。

報告／文書作成:

- 申請書は不要
- 年次調査書/報告書は不要
- 電子ファイリングは不要
- 適用資格を確認するため、担当部門へ提供する記録文書を保存する必要があります
- 過去6年の雇用記録

<http://dor.wa.gov>

税金に関するサポートまたは本文書を他の形式で要求される場合は、<http://dor.wa.gov> または電話1-800-647-7706をご利用ください。テレタイプ（TTY）の利用者は(360) 705-6718へお電話することも可能です。